

松阪市立東部中学校

部活動運営方針

## 1 目的

本方針は、松阪市教育委員会が示す「松阪市部活動ガイドライン まつさか地域クラブ活動方針」に基づき、本校における部活動を学校教育の一環として適切に運営するために策定する。部活動を通して、生徒の健全な成長、社会性の育成、学習との両立を図ることを目的とする。生徒が主体的に取り組む活動を通して、仲間と協力する力、責任感、自己肯定感、困難に立ち向かう姿勢などを育成する教育活動である。技能や競技力の向上のみを目的とせず、活動の過程を重視する。

## 2 位置付け

中学校部活動は、学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月 公示）

### 第1章 総則

#### 第5 学校運営上の留意事項

##### I 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図らせるように留意するものとする。特に生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## 3 部活動の課題

### (1) 生徒の実態

- ・希望の部活動が本校にない、ということがある。
- ・学習、進路との両立や校外活動に取り組む生徒がいる。

### (2) 教員の実態

- ・中学校教員の勤務時間はとても長く、その中でも部活動の指導時間が特に長い。
- ・土日に開催される大会等への引率は教員が行っており、休日とならない状況になっている。審判等の大会運営業務も教員の負担となっている。
- ・経験のない部活動を担当しなければいけないことがある。

#### 4 運営の基本方針

- (1) 学校教育の一環として位置付ける。
- (2) 生徒の希望を尊重した部活動への参加形態とする。
- (3) 「部活動運営方針」を元に年間、月間予定を作成する。
- (4) 生徒の発達段階や実態を踏まえた活動を行う。
- (5) 生徒の自主性・主体性を尊重した指導を行う。
- (6) 安全・健康管理を最優先事項とする。
- (7) 教職員の負担が過度にならない持続可能な運営を行う。
- (8) 地域クラブ活動との連携を視野に入れた運営を行う。
- (9) 2年間新入部員がいない部活動は、状況を踏まえ廃部を検討する。

#### 5 活動時間および休養日

- (1) 平日の活動は、原則として1日2時間程度とする。
- (2) 週休日および祝日の活動は、原則として4時間程度とする。  
※大会、練習試合等で4時間を超える場合は、校長の承認を得ること。
- (3) 早朝練習を行う場合は、顧問が活動場所で直接指導を行う。活動時間は、7:30～8:00とし、週休日、教員登校指導日、試験期間、学校行事日は実施しない。
- (4) 休養日は、週2日以上設定する（平日1日以上、週休日1日以上）。  
  
※長期休業中の土日は、原則休養日とする  
  
※土日の部活休養日は年間50日以上設定することを原則とする。
- (5) 定期試験前1週間前から、原則としてすべての活動を中止する。
- (6) 大会や練習試合等により例外的に活動する場合は、振替休養日を設ける。

#### 6 安全管理・健康管理

- (1) 活動前後の健康観察を徹底する。
- (2) 熱中症（WBGT31で運動中止）、けが、事故防止に十分配慮する。
- (3) 施設・用具の安全点検を定期的に行う。
- (4) 事故やトラブル発生時は、速やかに管理職へ報告する。

## 7 指導体制および顧問の役割

- (1) 顧問は、生徒の安全確保および教育的指導に責任を持つ。
- (2) 体罰や暴言、不適切な指導は行わない。
- (3) 外部指導者を活用する場合は、学校方針を十分に共有する。
- (4) 複数顧問制等により、教職員の負担軽減を図る。

## 8 生徒・保護者との連携

- (1) 年間、月間活動計画を作成し、事前に周知する。
- (2) 費用負担については、明確に説明する。
- (3) 活動費を徴収する場合は、会計報告を行う。
- (4) 必要に応じて保護者会の機会を設ける。
- (5) 退部の際は、保護者との相談のうえ退部届を提出し、学校の確認をもって正式な退部とする。

## 9 対外活動・大会参加

- (1) 教育的意義を踏まえ、大会や練習試合への参加を判断する。
- (2) 生徒の心身の負担が過度にならないよう配慮する。

## 10 評価・改善

毎年度、部活動の運営状況を振り返り、必要に応じて改善を行う。

## 11 附則

本方針は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。